

<新着情報・重要なお知らせ>

1. 若者雇用促進法に基づく優良企業の認定（ユースエール認定）を行いました



若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」として、新たに株式会社KORU、合同会社M'sトライアングルカンパニー及び有限会社松尾組の認定を行いました。

ユースエール認定制度は、平成27年10月1日施行の若者雇用促進法によって創設された、**若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業**が、都道府県労働局への申請により、認定を受けることができます。認定企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

また、労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、公共調達における加点評価などを受けることができます。

認定企業の紹介

- 1** 認定企業名：**株式会社KORU（千葉市稲毛区）**
 認定日：令和3年12月21日
 業種：児童福祉事業
 常時雇用労働者：16人（申請日時点）



	主な認定要件	認定企業の実績
1	直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下であること	採用実績なし
2	前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間（※1）が20時間以下かつ、月平均の法定外労働時間（※2）60時間以上の正社員が1人もいないこと	月平均所定外労働時間 0.5時間 、60時間以上の 該当者なし
3	前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上であること	年平均取得日数 14日

- 2** 認定企業名：**合同会社M'sトライアングルカンパニー（我孫子市）**
 認定日：令和4年1月31日
 業種：訪問看護・訪問介護
 常時雇用労働者：6人（申請日時点）



	主な認定要件	認定企業の実績
1	直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下であること	採用実績なし
2	前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間（※1）が20時間以下かつ、月平均の法定外労働時間（※2）60時間以上の正社員が1人もいないこと	月平均所定外労働時間 0.1時間 、60時間以上の 該当者なし
3	前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上であること	年平均取得日数 11日

（※1）所定外労働時間：就業規則等で定められた所定内労働時間を超えた労働時間
 （※2）法定外労働時間：1週40時間、1日8時間を超えた労働時間

<新着情報・重要なお知らせ>

3 認定企業名：有限会社松尾組（市原市）
認定日：令和4年2月15日
業種：管工事業
常時雇用労働者：8人（申請日時点）



	主な認定要件	認定企業の実績
1	直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下であること	離職率 0%
2	前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間（※1）が20時間以下かつ、月平均の法定外労働時間（※2）60時間以上の正社員が1人もいないこと	月平均所定外労働時間 18.7時間 、60時間以上の 該当者なし
3	前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上であること	年平均取得日数 18日

（※1）所定外労働時間：就業規則等で定められた所定内労働時間を超えた労働時間

（※2）法定外労働時間：1週40時間、1日8時間を超えた労働時間

担当：職業安定課職業紹介係 若年担当（田中） 電話：043-221-4081